

2008.7.15

# ＝どこでも食品衛生掲示板＝

アレルギー物質を含む食品の表示（食品衛生法に基づく）の一部が変更になりました。

平成20年6月3日に食品衛生法施行規則の一部が改正され、アレルギー疾患を有する方の健康被害を未然に防止するため、「えび」、「かに」を原材料とする加工食品等には、これらを原材料として含む旨の表示が必要となりました。

## （今回の変更の概要）

- 1 従来、特定原材料に準ずるもの（推奨表示：表示されることが望ましい）であった「えび」、「かに」の2品目が特定原材料（表示義務づけ）となりました。

表示の対象となるアレルギー物質（変更後）

特定原材料（7品目） （表示義務づけ）	卵、乳、小麦、えび、かに、 そば、落花生
特定原材料に準ずるもの （18品目） （表示が望ましい）	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、 牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚 肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

## 2 変更期日

平成20年6月3日から適用されています。ただし、平成22年6月3日までに製造、加工、または輸入される食品については、これまでの推奨表示として取り扱うことができます。

## （参考 厚生労働省ホームページ）

（アレルギー物質を含む食品に関する表示の改正について）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/info/080604-1.html>

（パンフレット：加工食品に含まれるアレルギー物質の表示）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hyouji/dl/pamph1.pdf>

（Q&A：アレルギー物質を含む食品に関する表示）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/0103/tp0329-2b.html#b2>

## 内容に関するご意見・お問い合わせ先

- ・長野県庁衛生部食品・生活衛生課  
（電話 026-235-7155, FAX 026-232-7288, 電子メール shokusei@pref.nagano.jp）
- ・最寄りの保健所食品衛生相談窓口